

国保へ加入・やめるときは必ず届け出を！

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(134・135)

国民健康保険(以下国保)に加入するとき、やめるときなどには、14日以内に国保の窓口届け出が必要です。届け出は世帯主が行います。

国保に加入するとき	具体例	届け出に必要なもの
	●他の市町村からの転入	・他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	・離職票 または 資格喪失通知書
	家族の健康保険の扶養から外れたとき	・資格喪失通知書
	●子どもが生まれたとき	・母子手帳
生活保護が廃止されたとき	・生活保護廃止決定通知書	

国保をやめるとき	具体例	届け出が必要なもの
	●他の市町村への転出	・国保被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	・職場の健康保険被保険者証または資格取得通知書
	家族の健康保険の扶養に入ったとき	・国保被保険者証
	●国保被保険者が亡くなったとき	・死亡を証明するもの ・国保被保険者証
生活保護が開始されたとき	・生活保護開始決定通知書 ・国保被保険者証	

その他に届け出が必要なとき	具体例	届け出に必要なもの
	●同じ町内で住所が変わったとき	・国保被保険者証
	●世帯主や氏名が変わったとき	
	●世帯を分けた、または一緒になったとき	・在学証明書 ・国保被保険者証
●修学のため、別に住所を定めるとき		

【ご注意を！】

すべての手続きで、マイナンバーカード(または通知カード)、印鑑が必要となります。
必ずお持ちください

●印の場合は住民環境課へ届け出をしてから、国民健康保険係へお越しください。

※修学のため転出する場合は、国保に届け出をしないと保険証が使えなくなります。

修学を終えたときも、忘れずに届け出してください。

食生活改善推進員養成講座が修了しました

問 保健福祉課 健康増進係
☎476-1111(132・133)

令和2年2月3日(月)、保健センターにおいて、大崎町食生活改善推進員養成講座修了式が開催されました。

今回は7名の方々が修了され、「大崎町食生活改善推進員」として地域の方たちと「私たちの健康は私たちの手で」をモットーに、近隣の方々の健康づくりの案内役としてのご活躍が期待されます。

